

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は更なる企業価値の向上に向け、効率的な経営を行うとともに、公正かつ透明性の高い経営体制を目指しております。

各事業年度における経営責任の明確化ならびに経営環境の変化に迅速に対応した機動的な経営体制の実現に向け取締役の任期を1年としております。さらに、社外役員を積極的に任用することにより、経営の透明性の向上を図るとともに経営監督機能の強化に努めております。

また、企業を取り巻く様々なリスクに対処すると同時に企業倫理や法令遵守の徹底に努めるため、「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本高純度化学株式会社(自己株口)	482,300	7.63
渡辺 雅夫	189,300	3.00
下田 益弘	189,300	3.00
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT(常任代理人シティバンク銀行株式会社 証券代行部)	156,000	2.47
明治安田生命保険相互会社	135,200	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	119,500	1.89
ワタナベホールディングス株式会社	118,300	1.87
シチズンホールディングス株式会社	116,800	1.85
JPC従業員持株会	100,900	1.60
平岩 武治	91,200	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
種房 俊二	他の会社の出身者											
千葉 潔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
種房 俊二	○	アルコニックス株式会社 社外取締役 株式会社シード 社外監査役 当社は上記いずれの会社とも取引関係はありません。	会社経営者としての豊富な知識と長年の経験などを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
千葉 潔	○	——	経営・マネジメントに精通した経験と豊富な知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画及び監査の実施状況の報告等の会合を開き、情報交換を行い、相互に連携しております。

また、社長の直轄の内部監査室を設けており、監査役は、内部監査室長から期初に監査計画に説明を受け、期中は適宜内部監査結果の報告を受け、情報交換と問題意識の共有化を図ることにより連携を深めて監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小坂 悟	他の会社の出身者													
林 健二郎	他の会社の出身者													
禿 節史	他の会社の出身者													
中野 聡	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小坂 悟	○	——	他社において、経理部長等を長年にわたり経験しており、財務・経理に関する相当の知見を有して居ることから社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

林 健二郎	○	——	証券、金融、経済全般に精通した知識、経験を活かし、当社の監査の実効性を向上していただくために社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
禿 節史	○	有限会社光和技术研究所 代表取締役 当社は上記の会社との取引関係はありません。	電気、電子部品業界に精通した知識、経験を活かし、当社の監査の実効性を向上していただくために社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
中野 聡	○	東亜建設工業株式会社 非常勤監査役 当社は上記の会社との取引関係はありません。	経営、マネジメントに精通した知識、経験を活かし、当社の監査の実効性を向上していただくために社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
取締役及び監査役に対し、旧商法第280条の20及び21の規程及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権方式におけるストックオプション制度を採用しインセンティブ付与を行っております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
該当項目に関する補足説明 更新	

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成27年6月19日開催の定時株主総会において第12回ストックオプションを決議し、承認されました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
事業報告及び有価証券報告書にて、取締役、監査役の報酬額を開示しております。 1. 社外取締役を除く取締役(4人)の報酬等の総額 154,745千円 2. 社外役員(7人)の報酬等の総額 24,852千円 計(11人) 179,598千円	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程に定められており、株主総会の決議による報酬総額の範囲内において、取締役の報酬は社外取締役を含む役員報酬決定会議で承認決定され、監査役の報酬は監査役の協議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役や社外監査役に対して事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に関しては、取締役会を月1回定期的に開催しております。当社は事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。取締役会を中心とした意思決定プロセスへの審議を充実させるため、取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについて事前に検討し付議を行う機関として経営会議を設置しています。経営会議は、社内取締役及び各部門長から構成されており、主に当社の経営方針及び経営戦略等に関して審議を行います。

なお、予算の進捗等、事業遂行状況についてもこの経営会議にて審議を行っています。

また、経営会議の下部機構として、取締役・監査役・使用人で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議しております。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」に基づき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行っております。

また、リスクのうち(a)コンプライアンス、(b)ディスクロージャー、(c)環境・品質に係るリスクについては、各々、事務局を設け専管する体制をとっております。

内部監査は、内部監査室が当社各部門における業務執行に適正性、健全性を確保し、業務の一層の効率化を図ることを目的として、年1回を目処に各部門の監査を実施しております。内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査報告書を社長に提出いたします。社長から被監査部門へ改善指示書が出され、改善指示事項の回答書が被監査部門が社長に提出し、内部監査室はその実施状況について確認いたします。

監査役会は、取締役の職務の適正性及び妥当性について監査を行っております。監査役は、取締役会への出席、個々の取締役へのヒアリング、重要書類の閲覧に加え、各部門の往査またはヒアリングを実施し、経営上の課題や重要なリスク等を把握しております。

会計監査につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等は、以下のとおりです。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士及び会計士補によって構成されております。

指定社員業務執行社員・・・安田 弘幸、神山 宗武

所属する監査法人名・・・新日本有限責任監査法人

いずれも継続監査年数については、7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制は、当社経営における意思決定及び業務執行並びに監督に当たり有効に機能しており、現時点で最適な方法と認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、他社よりも早い株主総会の開催に努めております。なお、第44期定時株主総会は、平成27年6月19日に開催を致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。 また、ホームページにて閲覧できるようになっております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び期末決算開示後実施しており、代表者による業績及び今後の事業展開等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年1回代表者が海外を訪問し、ワン・オン・ワンの個別ミーティングを中心に1週間ほどのIR活動を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として投資家向け情報を掲載する中に個人投資家向けコーナーも設置し、当社の事業内容を分かりやすく説明するコーナー等ホームページの充実を図っております。 詳しくは、当社ホームページをご参照ください。 http://www.netjpc.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を設置し、取締役が管掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」を定めステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 また「コーポレートガバナンスの基本方針」にも各ステークホルダーの立場の尊重について冒頭で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等の実施CSR報告書を作成し、その中に活動の実施状況を記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【A. 内部統制システム構築の基本的考え方】

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずるものを言います。）及び使用人（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】

1. エレクトロニクス業界の発展を支える電子材料を供給する化学企業としての自負と社会的使命を自覚しよう。
2. 増大する海外市場からの要望にスピーディに対応できる販売体制と技術サービス体制を有するグローバル企業として、顧客の信頼を勝ち取ろう。
3. 化学の力で問題を解決し、独創性と知的財産を重んずる、21世紀のファインケミカル企業を目指そう。
4. 企業行動規範を遵守し、環境保全と安全管理により社会との調和を図って行こう。

当社は、この経営理念の下、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の4つを掲げています。

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. スピーディな意思決定と事業遂行の実現
3. アカ운タビリティ（説明責任）の明確化
4. 迅速かつ適切で公平な情報開示

これらをもとに、社会環境・法制度などの変化に応じて当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、見直しを行う所存です。

【B. 内部統制システム構築の個別体制】

当社は平成20年7月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を下記の通り更新しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底する。
- (2)「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任する。
- (3)コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取締役会に報告する。
- (4)監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
- (5)執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。

取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
取締役・監査役・使用人で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議する。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」にもとづき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。
- (2)リスクのうち(a)コンプライアンス、(b)ディスクロージャー、(c)環境、品質に係るリスクについては、各々、事務局を設け専管する体制を運営する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
- (2)取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
- (3)組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
- (4)中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役を補助すべき専属の使用人は現在は配置されていない。
- (2)監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。任命された使用人は監査役の補助に従事する間、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、または当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- (2)使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
- (3)監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- (2)監査役は会計監査人及び内部監査室から監査内容について説明を受けることができる。
- (3)監査役は当社の顧問弁護士に対して質問・協議・連絡することができる。

以上により、内部統制の体制の構築に取り組んでまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め、基本方針としております。
また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
